

○小矢部市制施行60周年記念シンボルマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小矢部市制施行60周年を広く周知するために使用する小矢部市制施行60周年記念シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 シンボルマークのデザインは、別表に掲げるとおりとする。

(使用申請)

第3条 シンボルマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、小矢部市制施行60周年記念シンボルマーク使用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により市長に申請し、承認を得なければならない。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

- (1) 小矢部市又は小矢部市教育委員会が主催する事業に使用する場合
- (2) 報道機関が報道等の目的に使用する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が申請を要しないと認めた場合

2 前項の規定にかかわらず、小矢部市後援名義等の使用承認に関する要綱（平成25年小矢部市告示第98号）第5条の規定に基づく小矢部市の共催、後援その他これに類するものによる名義の使用（以下この項において「名義使用」という。）の承認又は小矢部市教育委員会の名義使用の承認を受けた者については、前項の申請をし、次条の承認を受けたものとみなす。

3 第1項の規定は、次条の承認を受けた後における変更が生じた場合について準用する。

(使用承認等)

第4条 市長は、前条の申請を承認し、又は不承認とするときは、小矢部市制施行60周年記念シンボルマーク承認・不承認決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、使用の承認に当たり必要な条件を付することができる。

(使用を不承認とする場合)

第5条 市長は、申請内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、シンボルマークの使用を承認しないものとする。

- (1) 特定の政治活動、宗教活動又は営利活動に利用しようとする場合
 - (2) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
 - (3) 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれのある場合
 - (4) 自己のシンボルマーク、商標又は意匠として使用する場合
 - (5) 市の品位を傷つけ、又はシンボルマーク制定の趣旨の妨げとなるおそれのある場合
 - (6) 定められた使用方法によってシンボルマークが使用されないおそれのある場合
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長がシンボルマークの使用を不相当と認める場合
- (シンボルマークの使用)

第6条 シンボルマークは、定められた形状、色等に従って正しく使用するものとし、その一部のみを使用し、又は変形して使用することはできない。

- 2 シンボルマークの使用は、無償とする。
- (使用期間)

第7条 シンボルマークの使用期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、シンボルマークの使用方法に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年1月1日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。